

共同利用施設や産地基幹施設のための補助事業

事業名	国庫			
	強い農業・担い手づくり総合支援交付金			担い手確保・経営強化支援事業
	地域担い手育成支援タイプ(条件不利地域型)	地域担い手育成支援タイプ(融資主体型)	先進的農業経営確立支援タイプ	
対象地区	農業振興地域内 実施要領上の条件不利地域の基準を満たす地域 農家1戸あたりの平均農地面積が概ね0.5ha未満、かつ農地面積が0.5ha未満の農家が概ね5割以上 など	農業振興地域内 実質化された人・農地プランの作成地域 農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けたものが営農する範囲(人・農地プラン未作成地域)	同左	農業振興地域内 実質化された人・農地プランの作成地域 農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化を進めていること
対象者	・農家3戸以上が構成員に含まれる団体 ・3戸以上の農家から農地の借り受け又は作業委託を受ける参入企業(中小) など	実質化された人・農地プランの中心経営体(新規就農者に限り認定農業者又は認定就農者であること) 農地中間管理機構から賃借権の設定を受けた者(実質化された人・農地プラン未作成地域)	同左	実質化された人・農地プランの中心経営体かつ認定農業者、認定新規就農者等 農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者
対象となる内容(主な要件等)	・農産物の出荷、加工、流通、販売などに必要な施設、農業用機械の導入など ・簡易な基盤整備 ・同種・同能力の施設等の更新は対象外 ・耐用年数が5~20年(中古農業機械は2年以上) ・整備内容ごとに50万円以上 ・育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車、フォークリフト等は対象外	・農産物の生産その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械、施設の取得、改良、補強又は修繕 ・農地の改良、造成又は復旧 ・同種・同能力の施設等の更新は対象外 ・耐用年数が5~20年(中古農業機械は2年以上) ・ICT、ロボット技術等のイノベーション枠を設置 ・整備内容ごとに50万円以上 ・トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホーなどの汎用性の高いものは対象外	同左	同左
補助率及び補助金額上限	補助率:1/2(農業機械は1/3)以内 上限:4,000万円	補助率:3/10以内 融資は必須 補助額は、下記のうち最も低い額 補助額=事業費×3/10 補助額=融資額 補助額=事業費-融資額-市町村の助成 上限:300万円	補助率:3/10以内 融資は必須 補助額は、下記のうち最も低い額 補助額=事業費×3/10 補助額=融資額 補助額=事業費-融資額-市町村の助成 上限:個人1,000万円、法人1,500万円	補助率:1/2以内 融資は必須 補助額は、下記のうち最も低い額 補助額=事業費×1/2 補助額=融資額 補助額=事業費-融資額-市町村の助成 上限:個人1500万円、法人3000万円
目標設定	目標を1つ設定 経営面積の拡大、耕作放棄地の解消、農業の6次産業化、農産物の高付加価値化、農業経営の複合化、農業経営の法人化、雇用	目標を2つ設定(うち1以上は必須から) 【必須】付加価値額(収入総額-費用総額+人件費)の拡大 【選択】経営面積の拡大、農産物の価値向上、単位面積当たり収量の増加、経営コストの縮減、農業経営の複合化、農業経営の法人化	同左	目標を2つ設定(うち1以上は必須から) 【必須】付加価値額(収入総額-費用総額+人件費)の1割以上の拡大 【選択】経営面積の拡大、農産物の高付加価値化、農業経営の複合化、農業経営の法人化
配分基準	要望調査時点で、要望者の経営の状況、それ以前の取組内容に応じて、該当する項目をポイント化し、地区ごとの合計ポイントを総事業費で割り戻し、ポイントの高い地区から予算の範囲内で配分となる。	要望調査時点で、要望者の経営の状況、それ以前の取組内容に応じて、該当する項目をポイント化し、人農地プランの地区ごとに平均化、地区内の農地集積の状況等のポイントを加算し、ポイントの高い地区から予算の範囲内で配分となる。	同左	同左
予算額	H29当初:28億円の内数 H30当初:27億円の内数	H29当初:28億円 H30当初:27億円		H30補正:49億円 R1補正:63億円の内数 R2補正:40億円の内数
H31当初:230億円の内数 R2当初:200億円の内数 R3当初:200億円の内数				

※R3.3現在の情報によるものです。